

小作争議報告要領

二月二十一日決裁
庶務部議定

- 一、小作争議の発生に付ては毎月々報として一括報告
- 二、終想したる場合は小作争議調査表に依り報告
- 三、争議中特殊のものは其の状況詳細報告